

山陽小野田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る
建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する要綱

令和3年3月31日制定

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第34条第1項に定める建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）及び第41条第1項に定める建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「基準適合認定」という。）に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 性能向上計画認定又は基準適合認定を受けようとする者をいう。
- (2) 認定申請 性能向上計画認定又は基準適合認定に係る申請をいう。
- (3) 審査機関 法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（非住宅用途の建築物の審査に限る。以下「登録判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（住宅用途の建築物の審査に限る。以下「登録評価機関」という。）をいう。
- (4) 審査機関等 審査機関及び山陽小野田市
- (5) 技術的審査 性能向上計画認定においては法第35条第1項に定める基準、基準適合認定においては法第2条第3号に定める基準への適合に係る審査をいう。
- (6) 適合証等 山陽小野田市手数料条例（平成17年山陽小野田市条例第90号）別表第18の「誘導基準適合証」、「適合証」及び「市長が別に定める書類」をいい、別表に定める適合証等の欄のいずれかの書類をいう。
- (7) 完了報告書 法第35条（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（様式第1号）をいう。
- (8) 検査済証等 建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第

18条第18項に規定する検査済証の写し若しくは建築工事を伴わない場合の建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書
(事前審査)

第3条 申請者は、認定申請に先立ち、別表に定める適合証等に関し審査機関等による審査を受けることができる。

(性能向上計画認定の申請書等の提出)

第4条 法第34条第1項に係る性能向上計画認定申請書又は法第36条第1項に係る性能向上計画変更認定申請書(以下この条及び次条において「申請書等」という。)は、市長に提出するものとする。

2 申請書等の提出部数は、次の各号のとおりとする。

(1) 適合証等を添付する場合は、正本1部、副本1部

(2) 適合証等を添付しない場合は、正本1部、副本2部

3 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)による。なお、規則第23条第1項に定める添付図書のうち、所管行政庁が必要と認める図書は、事前審査を受けた場合は、適合証等及び適合証等の審査に係る副本(写しでも可)とする。この場合において、適合証等の原本は、前項第1号に定める副本に添付するものとする。

4 申請書等に併せて、認定申請に係る建築物の建築確認を受けることを申し出る場合は、前項の図書に加え次の各号の図書を提出するものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する建築確認申請書1部(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、同条に規定する図書の種類ごとの明示すべき事項について第3項の添付図書に明示したときは、当該図書を添付しないことができる。)

(2) 建築基準法第15条第1項に規定する建築工事届又は建築物除却届1部

(3) 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する場合は、同条第4項に基づく通知書又はその写し1部

(性能向上計画認定の申請書等の審査)

第5条 市長は、申請書に記載されている工事の着手予定時期により、工事着手

前に申請が行われていることを確認するものとする。

- 2 市長は、申請書等を受理した場合及び認定した場合は、台帳に必要な事項を記載するものとする。
- 3 市長が行う技術的審査は、次のとおりとする。
 - (1) 適合証等が添付されている場合は、添付図書に事前審査が終了した旨の押印がされていることを確認するものとする。
 - (2) 適合証等が添付されていない場合は、市長は、審査機関に技術的審査を委託することができるものとする。
 - (3) 市長から技術的審査を受託した審査機関は、速やかに審査を行い、審査の結果を文書により市長に通知するものとする。
- 4 市長は、申請書等の内容が基準に適合すると認められる場合には認定を行い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書に申請書の副本（建築確認申請が併せて行われた場合は、確認の申請書の副本を含む。）及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、認定を行った場合、当該建築物が法の規定による届出をしなければならない建築物に該当する場合には、認定通知書の写しを保管するものとする。
- 6 第4項の認定を受けた者又は性能向上計画認定建築物の譲渡を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該建築物が法の規定によるエネルギー消費性能適合性判定又は届出をしなければならない建築物に該当する場合で、当該建築物の所有関係に変更が生じた場合においては、認定建築主等変更届（様式第2号）を提出するものとする。
- 7 市長は、第4項の基準に適合しないと認められる場合には、適合しない旨の通知書（様式第3号）を交付するものとする。
- 8 市長は、申請書等を受理してから認定するまでの間に、申請者から取下げの申出があった場合には、性能向上計画認定取下げ届（様式第4号）を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。
- 9 第1項から前項までの規定は、法第36条第1項の変更の認定について準用する。この場合において、第4項中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書」と読み替えるものとする。

(性能向上計画認定の工事完了後の手続)

第6条 認定建築主等は、法第35条の規定による認定を受けた建築物の建築工事が完了した場合は、第2条第7号の完了報告書及び同条第8号の検査済証等を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、完了報告書の提出があった場合は、検査済証等により、認定のとおり工事を完了したことを提出された書類により確認の上、台帳に報告年月日を記載するものとする。

(性能向上計画認定の取消し)

第7条 市長は、認定通知後、当該認定建築主等において法第38条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の改善に関する命令書(様式第5号)による改善命令に違反した場合又は認定建築主等から性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書(様式第6号)の提出があった場合は、認定の取消しを行い、当該認定建築主等に対し性能向上計画認定取消通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(基準適合認定の申請書等の提出)

第8条 法第41条第1項に係る基準適合認定申請書(以下この条及び次条において「申請書等」という。)は、市長に提出するものとする。

2 申請書等の提出部数は、次の各号のとおりとする。

(1) 適合証等を添付する場合は、正本1部、副本1部

(2) 適合証等を添付しない場合は、正本1部、副本2部

3 申請書等の様式、添付図書、記載事項等は、規則による。なお、規則第30条第1項に定める添付図書のうち、所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 建築物の構造等を確認した旨の報告書(様式第8号) 申請書等に記載した事項が現況の建築物の構造及び設備と相違ないものであることを確認した旨の報告書

(2) 適合証等 事前審査を受けた場合は、適合証等及び適合証等の審査に係る副本(写しでも可)。この場合において、適合証等の原本は、前項第1号に定める副本に添付するものとする。

(基準適合認定の申請書等の審査)

第9条 市長は、申請書等を受理し、及び認定した場合は、台帳に必要な事項を記載するものとする。

2 市長が行う技術的審査は、次のとおりとする。

(1) 適合証等が添付されている場合は、添付図書に事前審査が終了した旨の押印がされていることを確認するものとする。

(2) 適合証等が添付されていない場合は、市長は、審査機関に技術的審査を委託することができるものとする。

(3) 市長から技術的審査を受託した審査機関は、速やかに審査を行い、審査の結果を文書により市長に通知するものとする。

3 市長は、申請書等の内容が基準に適合すると認められる場合には認定を行い、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書に申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

4 市長は、前項の基準に適合しないと認められる場合には、適合しない旨の通知書（様式第9号）を交付するものとする。

5 市長は、申請書等を受理してから認定するまでの間に、申請者から取り下げの申出があった場合には、基準適合認定取り下げ届（様式第10号）を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

（基準適合認定の取消し）

第10条 市長は、認定通知後、基準適合認定建築物が基準に適合しなくなったと認める場合は、認定の取消しを行い、建築物所有者に対し、基準適合認定取消通知書（様式第11号）を交付するものとする。

（文書の保管）

第11条 台帳の保存期間は永年とする。

2 申請書等の保存期間は、性能向上計画認定において法第40条の容積率の特例を受ける場合は、永年とし、その他の場合は、第5条第4項又は第9条第3項の認定をした日の属する年度の末日から起算して、10年とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 (適合証等)

認定制度	対象建築物	適合証等	審査機関等
性能向上 計画認定	全ての建築物	誘導基準適合証（法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	第2条第3号で定める審査機関（登録判定機関又は登録評価機関※）
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物のうち住戸の部分（法施行の際現に存するもの）	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
基準適合 認定	全ての建築物	適合証（法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類。）	第2条第3号で定める審査機関※
	非住宅建築物	法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し。	登録判定機関又は山陽小野田市
	全ての建築物	法第34条に基づく性能向上計画	山陽小野田市

	認定に係る同法施行規則第4条第1項第1号の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。	
全ての建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る同法施行規則第43条第2項の通知書（棟全体の認定に係るものに限る。）の写し及び検査済証の写し。	山陽小野田市
一戸建ての住宅、共同住宅等	品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関
一戸建ての住宅、共同住宅等（法施行の際現に存するもの）	品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し。	登録評価機関

※複合建築物の適合証等に係る審査機関は、登録判定機関かつ登録評価機関であるものに限る。